令和９年度

償却資産(固定資産税)申告の手引き

償却資産の法令申告期限

令和９年２月１日（月）

★償却資産申告書　新様式による変更点

●償却資産申告書及び種類別明細書の様式が変更になりました。

種類別明細書に増加・減少等を記載する場合は、**「異動区分」の記入が必要となります。**また減少の場合、**減少後**の数量及び取得価額を記入してください。詳しくは、別紙の記入例をご参照ください。

●複写式様式が廃止になりました。

受付印が押印された「控え」が必要な場合は、**必ずご自身で「控え」（提出用のコピー）をご準備ください。**また、郵送により申告書を提出する方で、「控え」が必要な場合は「控え」と併せて「切手を貼付した返信用封筒」を必ず同封してください。

返信用封筒が同封されていない場合（切手が貼られていない場合を含む）は、「控え」を送っていただいても返信できませんのでご注意ください。

【目次】

１.償却資産とは	２頁
２.申告の必要がある資産	３～６頁
３.国税の取扱いとの主な違い	７頁
４.償却資産の評価額及び税額の計算方法について	８～９頁
５.非課税資産について	９頁
６.課税標準の特例について	９頁
７.申告方法と提出書類について	１０頁
８.ｅＬＴＡＸの申告方法について	１１頁
９.その他（申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合等）	１１頁
１０.よくあるお問い合わせ	１２～１３頁
チェックシート、問合わせ先、郵送用ラベル	１４頁

１．償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうちその取得価額が少額である資産、その他の政令で定める資産以外のものをいいます。

流山市内に償却資産を所有している方は、地方税法第３８３条の規定により、毎年１月３１日までに１月１日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

なお、前年度と申告内容に変更がない場合も、申告が必要です。また、該当する資産がない場合も、未申告と不申告を区別するため、申告をお願いします。

●償却資産の種類と具体例

下の表は償却資産の対象となる主な資産の例示です。

資産の種類		主な償却資産の例示
第１種	構築物 （建築附属設備を含む）	店舗内装、電気設備、室内装飾、駐車場設備（路面舗装）、広告設備（看板）、門、塀、緑化施設等
		受変電設備、予備電源設備、中央監視設備、電力引込設備、ＬＡＮ設備等
第２種	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、機械式駐車場設備、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「０」「００～０９」、「０００～０９９」の車両）
第３種	船　舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
第４種	航空機	飛行機、ヘリコプター等
第５種	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「９」「９０～９９」、「９００～９９９」）及び農耕作業用の自動車で最高時速が毎時３５㎞以上のもの並びに台車等。 ※自動車税又は軽自動車税の課税対象となるものは除く
第６種	工具、器具及び備品	事務机、事務椅子、キャビネット、応接セット、ロッカー、レジスター、陳列ケース、テレビ、冷蔵庫、パソコン、ルームエアコン等

２．申告の必要がある資産

令和９年１月１日現在事業の用に供することができる資産のうち、次の（１）（２）の要件を満たすものです。

（１）土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形の固定資産のうち、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産

◎次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象になります

ア　建設仮勘定で経理されている資産

イ　決算期以後１月１日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産

ウ　簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）

エ　償却済資産（減価償却が終わった資産）

オ　遊休資産（稼働は休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）

カ　未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）

キ　借用資産（リース資産）で契約の内容が割賦販売と同等である資産

ク　取得価額が４０万円未満（令和８年３月３１日以前に取得したものについては、３０万円未満）の資産で、税務会計上租税特別措置法第２８条の２又は第６７条の５の適用により即時償却した資産

（２）耐用年数が１年以上及び取得価額が１０万円以上の資産

ただし、法人の場合、取得価額が１０万円未満であっても固定資産として計上し、減価償却している資産は申告対象となります。

	取得価額	国税の取り扱い	固定資産税の取り扱い
個　人 平成１１年１月１日以後に取得した資産	１０万円未満	必要な経費	申告対象外
	１０万円以上 ２０万円未満	３年一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	２０万円以上	減価償却	申告対象
法　人 平成１０年４月１日以後に開始された事業年度に取得した資産	１０万円未満	損金算入	申告対象外
		３年一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	１０万円以上 ２０万円未満	３年一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	２０万円以上	減価償却	申告対象

●業種別の主な償却資産

償却資産の対象となる主な資産を業種別に例示すると、次の表を掲げるとおりです。

業種	申告対象となる主な償却資産の例示
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装・内部造作等（賃借人（テナント）が取り付けた場合）、看板（広告塔、袖看板、ネオンサイン）、ＬＡＮ設備等
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
印刷業	各種製版機及び印刷機、断裁機等
建設業	ブルドーザー・パワーショベル・フォークリフト等の土木建設車両（軽自動車税の課税対象となるべきものを除く。）、大型特殊自動車等
娯楽業	パチンコ機、パチンコ機取付台（島工事）、ゲーム機、両替機、カラオケ機器等
料理飲食業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
小売業	陳列棚・陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付きも含む。）等
理容・美容業	理容・美容椅子、理容・美容用洗面設備、消毒殺菌器、サインポール等
医（歯）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
不動産賃貸業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、駐車場等の舗装、門・塀・緑化施設等の外構工事等
駐車場業	精算機、遮断機、ロック板、舗装路面（アスファルト、コンクリート）、防犯カメラ等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等
ホテル・旅館業	ホテル・旅館業客室設備（ベッド、家具、テレビ等）、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、駐車場設備等
物流・倉庫	建物内部の独立中二階、垂直型搬送機（荷役搬送用）、ベルトコンベアー、冷凍倉庫における冷凍設備、独立キャノピー（庇）、業務用空調設備、高速シートシャッター（防塵、防虫特定の業務用空調管理）等

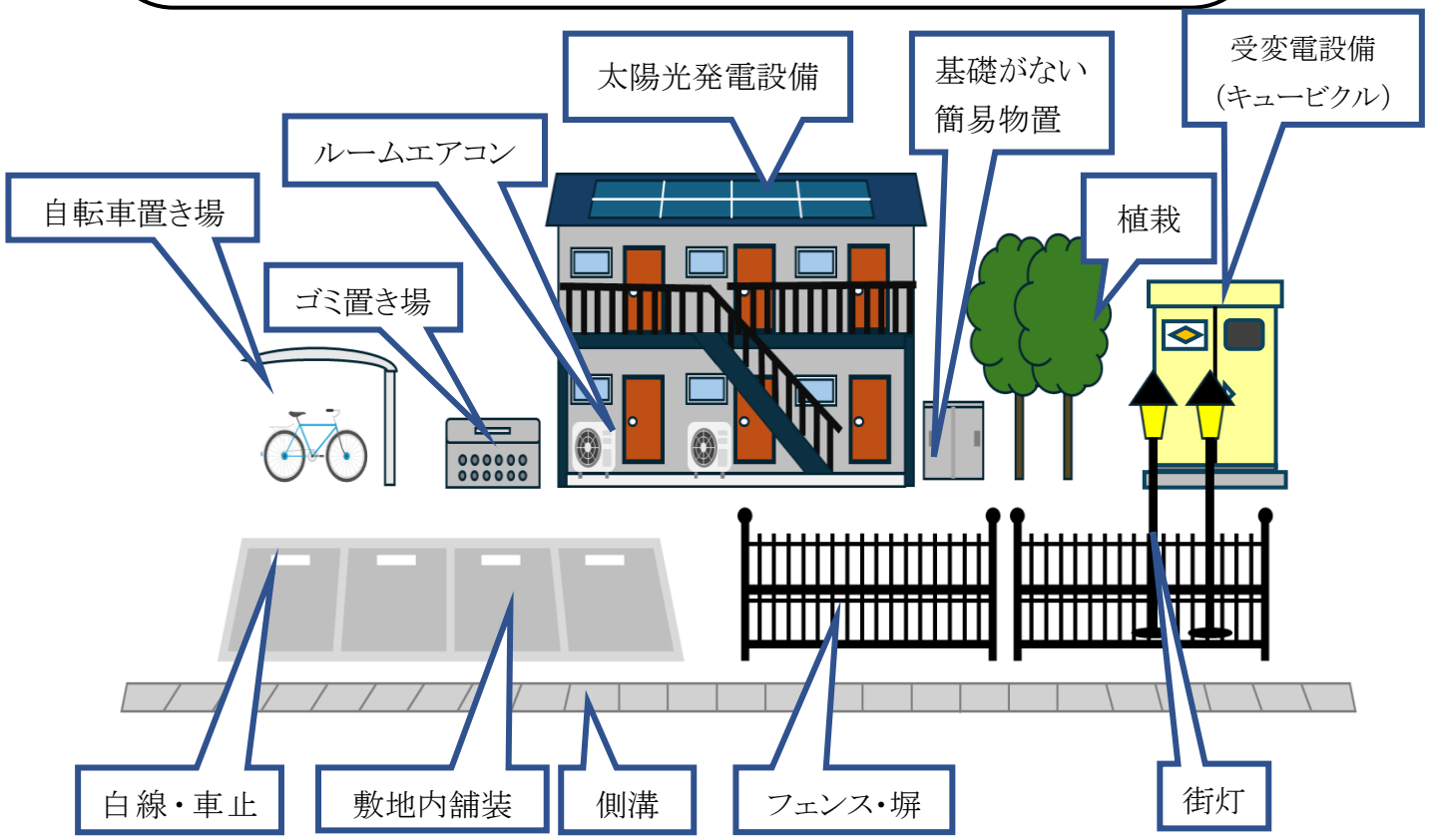
流山市内にアパート等をお持ちの方
固定資産税（償却資産）の申告が必要です。

共同住宅（アパート・マンション）をお持ちの方は、下の図に示すものなどが償却資産として固定資産税の対象になります。

地方税法第３８３条の規定により、毎年１月１日現在で市内に償却資産を有している方は、１月３１日までに申告する必要があります。

申告の提出がない場合は、内容確認のために現地調査をお願いする場合がありますので、調査時には、ご協力をお願いします。

※工事内訳書、固定資産台帳等をご確認のうえ申告してください。



資産の種類	資産例
構築物	外構工事（駐車場舗装、門、塀、側溝、緑化施設（植栽）、ネット、フェンス、自転車置場、外灯）、看板等の広告設備、ごみ置場など
建物付属設備 機械・装置	受変電設備（キュービクル）、電力引込設備、屋外電気設備、屋外給排水設備、屋外ガス設備、太陽光発電設備（屋根材一体型ソーラーパネル除く）など
工具・器具・備品	ルームエアコン（壁掛型）、郵便受、宅配ボックスなど

●家屋と償却資産の区分表

主な設備等を例示すると次のとおりです。

家屋と設備等の所有関係が異なる（テナント等）場合は、当該設備はすべて償却資産申告の対象です。

設備等の種類	設備等の分類	設備の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	**償却**	家屋	**償却**
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
外構工事	外構工事	工事一式（舗装・門・塀・緑化施設等）		◎		◎
電気設備	受変電設備	設備一式（キュービクル等）		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備（エレベーター・空調設備用等）	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	ＬＡＮ設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	監視カメラ（ＩＴＶ）設備	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
	太陽光発電設備	設備一式（屋根材一体型を除く）		◎		◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備（洗面台等に直結の電気温水器等）		◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備（給湯室のミニキッチン等）	○			◎
	その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備（ターンテーブル含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎

３．国税の取扱いとの主な違い

固定資産税（償却資産）と国税（所得税・法人税）では取扱いが異なる点がありますので、御留意ください。

項目	国税の取扱い（所得税・法人税）	固定資産税（償却資産の取扱い）
償却資産の期間	事業年度	暦年（賦課期日制度）
減価償却の方法	一般の資産は定率法・定額法の選択制度	一般の資産は定率法を適用 （固定資産評価基準に定める減価率を用いる） ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様
前年中の新規取得資産の償却方法	月割償却	半年償却（１／２）
圧縮記帳の制度	認められます。	認められません。
特別償却・割増償却	認められます。 （租税特別措置法）	認められません。
増加償却	認められます。 （法人税法・所得税法）	認められます。
評価額の最低限度	備忘価額（１円）まで	取得価額の１００分の５
改良費 （資本的支出）	原則区分評価	区分評価 （改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）
少額の減価償却資産 （使用可能期間が１年未満又は取得価額が１０万円未満の資産）	一時の損金算入が可能又は必要な経費に算入するものとする。	一時の損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外
一括償却資産 （取得価額が２０万円未満の減価償却資産）	３年間で損金又は必要な経費に算入が可能	３年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外
即時償却資産 （中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得された１０万円以上４０万円未満（令和８年３月３１日以前に取得したものについては、３０万円未満）の減価償却資産）	取得価額に相当する金額を損金又は必要な経費に算入が可能	課税対象になります。

４．償却資産の評価額及び税額の計算方法について

（１）評価額の計算

申告していただいた資産を１件ずつ資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして計算し、評価額を算出します。

ア　前年中に取得のもの

取得価額×前年中取得の減価残存率＝評価額

イ　前年前に取得のもの

前年度評価額×前年前取得の減価残存率＝評価額

以後、毎年この方法により計算し、評価額が取得価額の５％になるまで償却します。算出した評価額が取得価額の５％未満になる場合は、取得価額の５％の額が評価額となります。

【減価残存率表】この表は固定資産税に係る残存率表です。

耐用年数（年）	減価率	減価残存率		耐用年数（年）	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		１-減価率÷２	１-減価率			１-減価率÷２	１-減価率
1				26	0.085	0.957	0.915
2	0.684	0.658	0.316	27	0.082	0.959	0.918
3	0.536	0.732	0.464	28	0.079	0.960	0.921
4	0.438	0.781	0.562	29	0.076	0.962	0.924
5	0.369	0.815	0.631	30	0.074	0.963	0.926
6	0.319	0.840	0.681	31	0.072	0.964	0.928
7	0.280	0.860	0.720	32	0.069	0.965	0.931
8	0.250	0.875	0.750	33	0.067	0.966	0.933
9	0.226	0.887	0.774	34	0.066	0.967	0.934
10	0.206	0.897	0.794	35	0.064	0.968	0.936
11	0.189	0.905	0.811	36	0.062	0.969	0.938
12	0.175	0.912	0.825	37	0.060	0.970	0.940
13	0.162	0.919	0.838	38	0.059	0.970	0.941
14	0.152	0.924	0.848	39	0.057	0.971	0.943
15	0.142	0.929	0.858	40	0.056	0.972	0.944
16	0.134	0.933	0.866	41	0.055	0.972	0.945
17	0.127	0.936	0.873	42	0.053	0.973	0.947
18	0.120	0.940	0.880	43	0.052	0.974	0.948
19	0.114	0.943	0.886	44	0.051	0.974	0.949
20	0.109	0.945	0.891	45	0.050	0.975	0.950
21	0.104	0.948	0.896	46	0.049	0.975	0.951
22	0.099	0.950	0.901	47	0.048	0.976	0.952
23	0.095	0.952	0.905	48	0.047	0.976	0.953
24	0.092	0.954	0.908	49	0.046	0.977	0.954
25	0.088	0.956	0.912	50	0.045	0.977	0.955

例．取得価額３００，０００円、取得時期令和８年９月、耐用年数４年のパソコンの場合
（耐用年数４年、前年中取得の減価残存率＝０．７８１）
（耐用年数４年、前年前取得の減価残存率＝０．５６２）
令和９年度　＝３００，０００円×０．７８１＝２３４，３００円
令和１０年度　＝２３４，３００円×０．５６２＝１３１，６７６円
令和１１年度　＝１３１，６７６円×０．５６２＝　７４，００１円
令和１２年度　＝　７４，００１円×０．５６２＝　４１，５８８円
令和１３年度　＝　４１，５８８円×０．５６２＝　２３，３７２円
令和１４年度　＝　２３，３７２円×０．５６２＝ ~~１３，１３５円~~ ＜　１５，０００円
※令和１４年度で算出額が取得価額（３００，０００円）の５％（１５，０００円）より低くなりますので、以降評価額は１５，０００円となります。

（２）税額の計算方法

上記の例で算出した償却資産の評価額の合計を課税標準額（千円未満切り捨て）といい、この課税標準額から次の計算により固定資産税額（百円未満切り捨て）を算出します。

固定資産税額＝課税標準額×税率（１．４％）

※課税標準額が１８０万円未満（免税点）の場合は、課税されません。
※免税点未満の場合でも申告は必要です。

５．非課税資産について

地方税法第３４８条及び同法附則第１４条において、固定資産税が課されない償却資産の範囲が規定されています。該当資産を所有されている方は、償却資産申告書に非課税申告書及び必要書類（関係署庁で発行する証明書等の写し等）を添付してください。（既に非課税となっている資産については添付不要ですが、新たに取得した資産については添付が必要です。）非課税申告書は流山市ホームページよりダウンロードいただくか、流山市財政部資産税課へお問い合わせください。

なお、種類別明細書の該当資産の摘要欄に非課税及び根拠法令を記入してください。

６．課税標準の特例について

地方税法第３４９条の３、同法附則第１５条及び第６３条において課税標準の特例が規定されています。該当資産を所有されている方は、償却資産申告書に必要書類（関係署庁で発行する証明書等の写し等）を添付してください。（既に特例が適用されている資産については添付不要ですが、新たに取得した資産については添付が必要です。）

なお、種類別明細書中の該当資産の摘要欄に該当する特例の名称及び根拠法令を記入してください。

７．申告方法と提出書類について

申告書はｅＬＴＡＸによる電子申告、郵送または窓口へ提出してください。

（１）初めて申告される方　※記入例１、２を参照

償却資産申告書（償却資産課税台帳）及び種類別明細書（全資産用）に記入し、提出してください。

また、該当資産がない場合は、償却資産申告書（償却資産課税台帳）の「20.□該当資産なし」に✓を記入して提出してください。

（２）事業をやめた場合

転出・廃業・解散・その他の場合は、償却資産申告書（償却資産課税台帳）の「21.□転出・廃業・解散・その他」の該当するものに○をつけ、□に✓を記入して提出してください。

（３）リース等の借用資産がある場合

償却資産申告書（償却資産課税台帳）の「18.借用資産」の□有に✓を、「18.貸主の名称等」に貸主の住所・名称・連絡先等を記入してください。

（４）前年度に申告された方（一般処理方式）

①資産の増減がない場合　※記入例１を参照（種類別明細書の提出は不要です。）

償却資産申告書の「19.□資産に増減なし」に✓を記入して提出してください。

②資産が増加した場合　　※記入例１及び３を参照

償却資産申告書の備考欄に「資産の増加あり」と記入してください。

種類別明細書の「異動区分」の欄に“１”を記入。増加した資産（資産の種類、名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数）を記入し、当該資産の種類ごとに合計して、償却資産申告書の取得価額欄「前年中に取得したもの」にそれぞれ転記してください。

③資産が減少した場合　※記入例１及び３を参照

償却資産申告書の備考欄に「資産の減少あり」と記入してください。

種類別明細書の「異動区分」の欄に“２”を記入。減少した資産（資産の種類、名称、数量、取得年月、減少後の価額、耐用年数）及び摘要欄に減少前価額を記入してください。

当該資産の種類ごとに減少した金額を合計して、償却資産申告書の取得価額欄「前年中に減少したもの」にそれぞれ転記してください。

（５）前年度に申告された方（電算処理方式）

会計ソフト等により申告書（全資産申告）を作成する場合には、資産の増減だけでなく、評価額・決定価格・課税標準額についても記入してください。

８．ｅＬＴＡＸの申告方法について

地方税ポータルシステム（ｅＬＴＡＸ）を利用し、自宅や事務所からインターネットを経由して申告データを提出することが可能です。利用届出を行い、利用者ＩＤを取得することで利用できます。

詳しい内容や操作方法等については、ｅＬＴＡＸヘルプデスクにお尋ねください。

ホームページＵＲＬ　https://www.eltax.lta.go.jp/
電　　話　　０５７０－０８１４５９
受付電話　　午前９時～午後５時（土日祝日及び年末年始を除く）

９．その他

（1）申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第３８６条及び流山市税条例第６４条の規定により、１０万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第３６８条の規定により、不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第３８５条の規定により、１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金を科されることがあります。

※前年度に申告のあった方が申告をされなかった場合、前年度の申告内容に基づいてみなす課税をする場合があります。

（2）実地調査のお願い

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第３５３条及び第４０８条に規定により、実地調査を行うことがありますので、その際は御協力をお願いします。なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第３５４条の規定により、１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金を科されることがあります。

（3）過年度への遡及について

実地調査等に伴う申告内容の修正や資産の申告もれ等による賦課決定に際しては、その年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで（地方税法１７条の５第５項の規定により、５年度分。なお、地方税法第１７条の５第７項の規定により、偽りその他不正の行為により税額を免れた場合は７年度分。）遡及することとなります。

なお、過年度分について追加課税となった場合は、通常の納期とは異なり、納期は１回となります。（口座登録がある方も過年度分の追加課税は、納付書払いになります。）また、遡及分の納税通知書につきましては、事務手続きの都合上、７月頃に別途送付しています。

１０．よくあるお問い合わせ

Q．書類を紛失した、種類別明細書の枚数が足りない。
A．資産税課の窓口にてお渡しできます。また、お電話をいただければ郵送いたします。その場合、発送まで数日かかる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。その他、市ホームページにも様式ファイルを掲載しておりますので、こちらをダウンロードして御利用ください。

Q．耐用年数が分からない。
A．法人税や所得税の申告と同様の耐用年数を用います。詳しくは、税務署又は『減価償却資産の耐用年数等に関する省令』で御確認ください。

Q．資産を所有している者が亡くなった。
A．①後継者がおらず廃業した場合：償却資産申告書の備考欄に死亡日又は廃業日とあわせて「所有者死亡のため廃業」と記入してください。
②後継者が事業を継承した場合：①の申告にあわせて、新たな所有者名義で申告してください。資産をそのまま継承したのであれば、亡くなった方の分が増加資産となります。

Q．　税務署へ確定申告を行っているので、償却資産の申告はしなくてよいですか？
A．　償却資産の申告は、別途市へ行う必要があります。
税務署への確定申告は国税（所得税や法人税）の計算のための申告であり、償却資産の申告は、市税である固定資産税の計算のために申告するものです。

●償却資産申告書関係

Q．申告書の様式はどこが変わりますか？
A．①従来の複写式（提出用・控用）から単票（提出用）のみに変わります。
②所有者に係る「公簿上の住所又は所在地」を記入する欄が新設されました。個人の方は住民登録地を、法人の場合は本社所在地又は登記上の所在地を記入してください。

Q．従来どおり控用に受付印を押印してほしい場合は、どうしたらよいですか？
A．紙様式の申告で受付印の押印を希望される場合は、申告書の提出（窓口提出、郵送提出）の際に、あらかじめご自身で控え(提出用のコピー)を準備していただければ、その控えに受付印を押印してお返しします。
また、郵送により申告書を提出する方で、「控え」が必要な場合は「控え」と併せて「切手を貼付した返信用封筒」を必ず同封してください。
返信用封筒が同封されていない場合（切手が貼られていない場合を含む）は、「控え」を送っていただいても返信できませんのでご注意ください。

Q．新しい様式を使用しなければいけませんか？
A．新しい様式での申告に御協力いただきますようお願いいたします。なお、会計ソフトの様式変更が間に合わない場合など、旧様式をご使用いただいても問題はありません。

Q．「住所又は納税通知書送付先」とはなんですか？
A．通常、「公簿上の住所」に記載された住所宛に申告書や納税通知書が送付されます。何らかの事情により公簿上の住所以外に納税通知書等を送付してほしい場合には、申告書をお送りしたときに送付先の記入をお願いします。すでに印字されている場合には、二重線で消し、修正するようお願いします。
例. 公簿上の住所は本社であるが、税金に関する事務は全て支店で扱っているため、支店に送ってほしいなど

Q．「資産に増減なし」とはなんですか？
A．昨年度までに御申告いただいている方で、所有されている資産について前年中に変更（資産の増減、取得価額や耐用年数の訂正など）がなかった場合には、「□資産に増減なし」に“✓”を記入してください。

Q．「該当資産なし」とはなんですか？
A．新規事業を始められたものの、事業用資産を取得せずに事業を継続しておられるなどの場合は、「□該当資産なし」に“✓”を記入してください。

●種類別明細書関係

Q．「異動区分」とはなんですか？
A．異動対象資産（前年中に増加したもの、前年中に減少したもの、申告内容に変更があったもの）であることを示す「異動区分」コードの入力欄が新設されました。
「１：増加」「２：減少」「３：訂正」の区分に従って必ず記入してください。

Q．「元日取得」とはなんですか？
A．申告する年度の直前１月１日に取得した資産の場合は、この欄に「１」を記入してください。償却資産の申告は、毎年１月１日現在お持ちの資産を御申告いただき、課税対象となります。本年１月１日に取得したものは課税対象となりますが、１月２日以降に取得されたものは翌年度からの課税対象となり、今年度は課税対象となりません。賦課期日現在の資産の有無について明確にするためにこの欄が設けられました。

申告書の提出前に次の確認をお願いします。

償却資産申告書

□ 住所、氏名、電話番号の記入はありますか？
□ 申告年度の記入はありますか？
□ マイナンバー（個人番号）又は法人番号の記入はありますか？
□ 前年前に取得したもの（イ）は昨年度申告した取得価額の計と一致していますか？
□ 前年中に減少したもの（ロ）は種類別明細書の減少した価額が記入されていますか？
□ 前年中に取得したもの（ハ）は種類別明細書の増加した価額が記入されていますか？
□ 計（（イ）－（ロ）＋（ハ））（ニ）は記入されていますか？
□ 全資産・電算申告する方は評価額・決定価格・課税標準額を記入されていますか？

種類別明細書

□ 資産の異動がある場合、異動区分（１から３）の記入はありますか？
□ 資産の種類に１から６の記入はありますか？
□ 増加資産の名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数の記入はありますか？
□ 種類別明細書：減少資産は減少後の数量、取得価額が記入されていますか？
□ 種類別明細書：増減事由の欄（１から６）の記入はありますか？
□ 受付印を押印した控えが必要な場合、提出用をコピーした控えはありますか？
□ 返信用封筒に必要な料金分の切手が貼ってありますか？
※非課税、特例の対象資産をお持ちの場合は、同時に届出書の提出をお願いします。

問合わせ先
流山市役所　財政部　資産税課　償却資産係
〒２７０－０１９２
千葉県流山市平和台１丁目１番地の１
電話：０４（７１５０）６０７４（直通）
ＦＡＸ：０４（７１５９）０９４６
Ｅメール：shisanzei@city.nagareyama.chiba.jp
電話・窓口受付時間：９：００～１６：３０

流山市　償却資産　検索

↓申告書を郵送で提出する場合は、こちらのラベルを封筒に貼付しご利用ください。

〒２７０－０１９２
千葉県流山市平和台１丁目１番地の１
流山市役所 資産税課 償却資産係　宛
「償却資産申告書等在中」